

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（解説記事）

国税庁 長官官房 デジタル化・業務改革室長 大柳 久幸

1. はじめに

国税庁では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」（以下、「将来像2023」といいます。）を取りまとめ、これを公表しました。

経済社会のデジタル化・国際化等により税務を取り巻く環境が著しく変化する中で、国税庁として、引き続き、限られた人員・予算の下で「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たしていくためには、その時代に即した税務行政のあるべき姿（グランドデザイン）について税務行政全体を俯瞰して描いた上で、デジタルを前提として、そのあるべき姿の実現に向けた取組を着実・迅速に進めていくことが不可欠だと考えております。

近年、新型コロナウイルス感染症への対応や生活様式の変化も相まって、税務を含むあらゆる分野でデジタル化の波が急速に広まっていますが、特に税務の分野においてデジタルの活用が進展すれば、税務手続が簡便になるだけでなく、単純誤りの防止による正確性の向上や、業務の効率化による事業者の生産性の向上等を通じ、事業者を始めとした様々な皆様にメリットをもたらすことが期待されます。また、国税庁としても、事務処理の効率化や得られたデータの活用等を通じて、課税・徴収事務の更なる効率化・高度化を進めることができることとなります。

国税庁では、こうした大きな意義のある税務行政のDXについて、目指すべき方向性や最新の取組内容を発信し、多くの方々と共有することによって取組を更に加速させるという観点から、今般、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」（令和3年6月）を改定し、「将来像2023」として公表することとしたものです。

今回は、この「将来像2023」に掲げられた、主だっ

た施策等についてご紹介します。

2. 概要

ここでは、「将来像2023」の全体像としまして、デジタル化推進に当たっての3つの柱、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」についてご紹介します。

一つ目の「納税者の利便性の向上」については、「納税者目線」を徹底し、スマートフォン、タブレット、パソコンなどといった納税者が使い慣れたツールを使用して、簡単・便利に手続を行うことができる環境を整備するなど、税務手続のあるべき姿として「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目標とするものです。

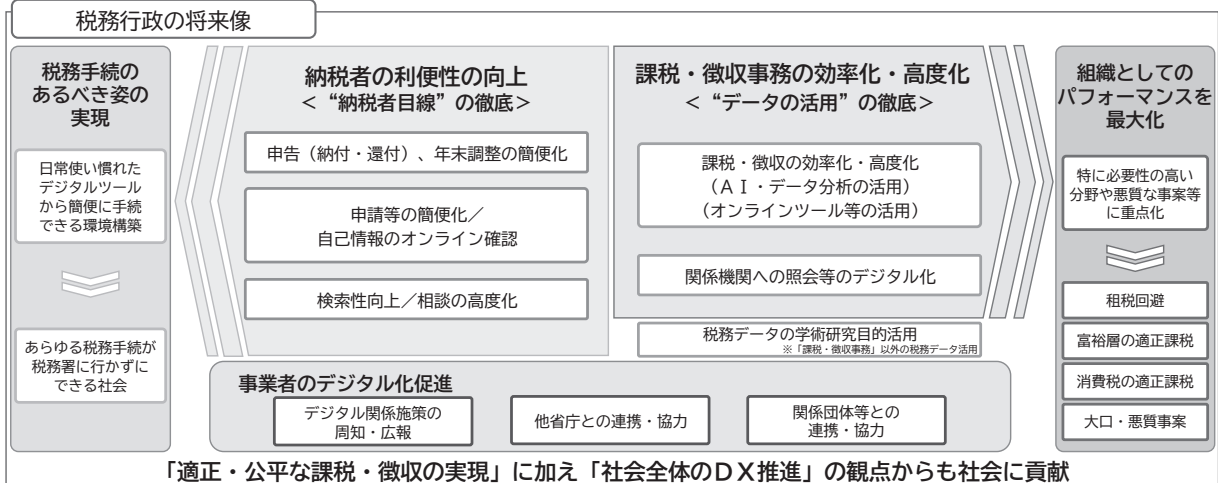
次に、「課税・徴収事務の効率化・高度化」については、業務におけるデータ活用の徹底を通じて、組織のパフォーマンスの最大化を目指すというものです。具体的には、業務においてAIやデータ分析、オンラインツール等を活用するほか、地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会などもデジタル化を進め、業務を効率化していくことにより、特に必要性の高い分野や悪質な調査・徴収事案等にマンパワーを重点的に配分することを可能とし、組織としてのパフォーマンスを最大化することを目指すとしています。

最後に、今回新たに追加した「事業者のデジタル化促進」については、事業者役に役立つデジタル関係施策の網羅的でわかりやすい周知・広報や、関係団体や関係省庁等とも連携・協力したデジタル化の機運醸成に向けた取組を実施するなど、国税庁として、事業者のデジタル化を促進する施策に積極的に取り組んでいくことを明確化しました。これまで、国税庁は「税務手続」のデジタル化を促進することに注力してきましたが、税務手続のみならず、事業者が日ごろ行う受発注

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -

I 目指す姿と取組の方向性

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

や請求・支払、会計・経理、税務処理といった、上流からの事務処理を一貫してデジタル処理することが可能となれば、税務面でのデジタル化の進展はもちろん、事業者側として処理の正確性の向上や生産性の向上等といった効果が期待されます。

このように、今回公表した「将来像2023」では、国税庁の本来の任務である「適正・公平な課税・徴収の実現」といった観点に加えて、「事業者のデジタル化促進」を通じて「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していくことを示しています。

検討していく方針を示しています。今回公表した「将来像2023」においては、35歳の給与所得者の申告手続を例にし、カスタマージャーニーを模式的に示した上で、手続全体の将来像を示しています。

以下、「納税者の利便性の向上」に関連する主な個別施策について説明します。

- (※) UI：ユーザーインターフェイスの略。画面や音声入出力、キーボードなど、システムにおいてユーザーに対する情報提供や操作手段に関係する要素のこと。
- UX：ユーザーエクスペリエンスの略。あるサービス（システム）を使う過程で起きるユーザーの知覚及び反応。（ニーズが満たされることで）達成感を感じたり、システムを快適に利用できる。

3. 納税者の利便性の向上

ここからは、個別の柱に沿って、簡単に具体的な施策を説明していきます。

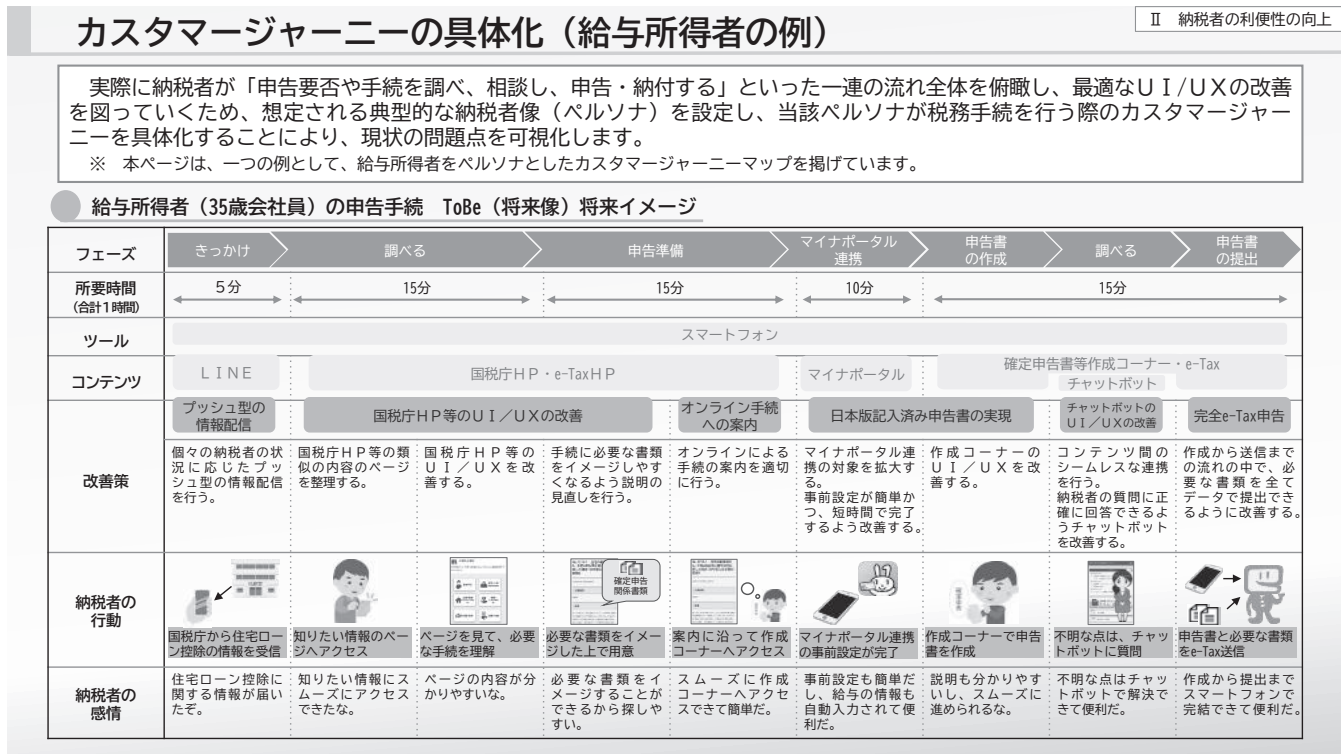
まず、「納税者の利便性の向上」については、納税者利便の向上の観点から、「納税者目線」を“徹底”し、各種施策を講じていくこととしています。

具体的には、納税者が行う一連の手続全体を俯瞰し、最適なUI/UX^(※)の改善を図っていくため、典型的な納税者像（ペルソナ）を複数設定し、そのペルソナが税務手続を行う際の流れと、その流れの中での経験である「カスタマージャーニー」を具体化することにより、現状の問題点を可視化した上で、各種施策を

(1) 「給与情報等の自動入力の実現」（申告手続の簡便化）

確定申告を行う納税者の方々は、これまで様々なデータを自身で入力する必要がありました。今般の「将来像2023」では、今後、申告納税制度の下で、確定申告に必要なデータ（例えば、給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を個別に入力することなく、自動的に申告データに取り込むことで、数回のクリックやタップで確定申告が完了する「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現を目指すことを明確化したところです。

図2 カスタマージャーニーの具体化（給与所得者の例）



これまで、自動入力の対象データについては、公的年金等の源泉徴収票データや医療費の支払額データを対象とするなど、順次対象を拡大してきましたが、令和6年2月（令和5年分確定申告）からは、給与所得の源泉徴収票に係る給与情報の自動入力を実現することとしています。確定申告をする方の過半数を占める給与所得者において自動入力を実現すれば、納税者の利便性の向上のみならず、社会全体の効率化にもつながり、我々が掲げる「日本版記入済み申告書」の実現に向けて大きく前進することが期待されます。

なお、この給与情報の自動入力については、令和9年2月以降は地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが連携される予定となっていますが、令和6年2月からは、まずは「給与支払者がオンラインで税務署に提出した給与所得の源泉徴収票」のみが連携の対象となります^(※)。

したがって、当面（令和8年まで）の連携対象は、基本的には、税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲である「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」等に限られることとなりますが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出された場合には自動入力の対象とすることとしています。

いずれにしても、従業員がより便利に申告できるよう、給与支払者において、給与所得の源泉徴収票のe-Tax提出（認定クラウド提出等を含む。）に協力していただくことが重要であり、これについては、デジタル庁や関係団体等とも連携しつつ、本取組の周知広報等にも積極的に進めていきたいと考えています。

(※) 現在、給与支払者は、国（国税当局）には源泉徴収票を（年間支払500万円超の者に係るもの等）、地方公共団体には給与支払報告書を（金額基準なし）、それぞれ提出することが求められていますが、令和9年以降は、地方公共団体に給与支払報告書を提出すれば国への源泉徴収票の提出は不要とされ、その提出された支払報告書の全データが国に連携されることとされています（令和5年度税制改正）。

自動入力の対象拡大に向けた工程表は図のとおりであり、例えば、生命保険料の支払額やふるさと納税の寄付金額に関するデータについては、既に申告データに自動で取り込むことが可能となっています。しかし、実際に自動入力を実現するためには、生命・損害保険会社やふるさと納税の仲介業者などに、対象となる情報をデータで発行してもらう必要があります。今後は、こうした対応をしていただける事業者の数が順次増加するように取り組んでいくこととしています。

図3 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

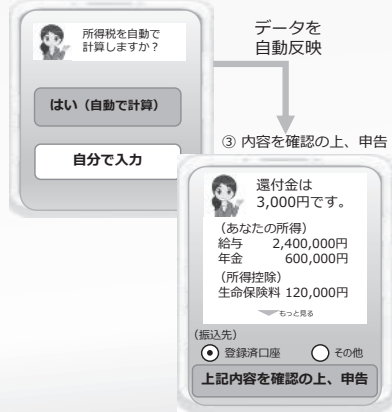
II 納税者の利便性の向上

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

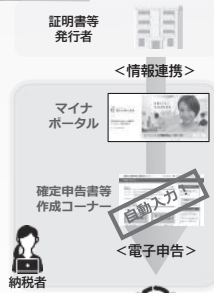
1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

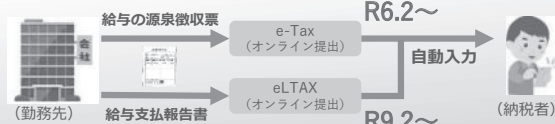


個々の項目や還付金振込口座の入力は不要（振替納税を利用すれば納付も自動に）

2 現状



3 給与情報の自動入力の実現



（※）令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

自動入力の対象		
(対応済み)	ふるさと納税	生命保険 地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料
	公的年金等の源泉徴収票	
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票	

図4 給与情報等の自動入力の実現（工程表）

II 納税者の利便性の向上（参考）

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）【工程表】

		データ（主な保有機関等）	実現時期			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月~	
	給与	年間収入金額（勤務先）				令和6年2月~（注）
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）	実施時期未定			
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月~（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月~（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月~（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月~	
	小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済等の掛金支払額 （中小機構、国民年金基金連合会）				令和6年1月~
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月~		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月~（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月~（対応する金融機関を順次拡大）			

（注）スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより、金額等を自動入力できる機能（R4.1~）については、確定申告書等作成コーナーにおいて引き続き提供。

（2）年末調整手続の簡便化

年末調整手続については、これまで、紙でのやりとりが多く、従業員・勤務先（給与支払者）双方に大きな手続的負担が発生していました。そのため、年末調整手続のデジタル化を通じて、こうした負担を可能な限り縮減していくことが重要となります。

年末調整手続をデジタル化し、従業員本人が控除証明書データを利用して控除申告書を作成できるようになれば、従業員は控除額の計算が不要となり、勤務先としては、添付書類等の確認や控除額の検算に要していた事務が軽減されるほか、書類の保管コストの削減が見込まれるなど、従業員・勤務先の双方にメリットが期待できます。

この点、令和2年から、それまでは従業員の方が勤務先に書面で提出していた保険料等の証明書をデータで提出することが可能となり、本年（令和5年）10月からは、小規模企業共済等掛金の控除証明書もデータで提出できることとなります（国税庁では、令和2年から、これに合わせて、控除証明書データの取込や控除申告書の作成、作成データの送信機能を備えた従業員向けのソフトウェア（年調ソフト）の無償提供等を行っています。）。これをもって、年末調整手続で添付を要する主な証明書^{※2}は全てデータで提出可能に

なったということができます。

今後、国税庁では、年末調整手続のデジタル化の促進に向け、これまで以上に、従業員がマイナポータル連携により取得できる控除データを提供する事業者数の拡大や、年末調整手続のデジタル化の認知度・利便性の周知・広報等に取り組んでいくこととしています。

（※）主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書

（3）キャッシュレス納付の推進、公金受取口座の利用した還付

納付と還付におけるDX施策としては、キャッシュレス納付の推進及び公金受取口座を利用した還付措置があります。

ア キャッシュレス納付の推進

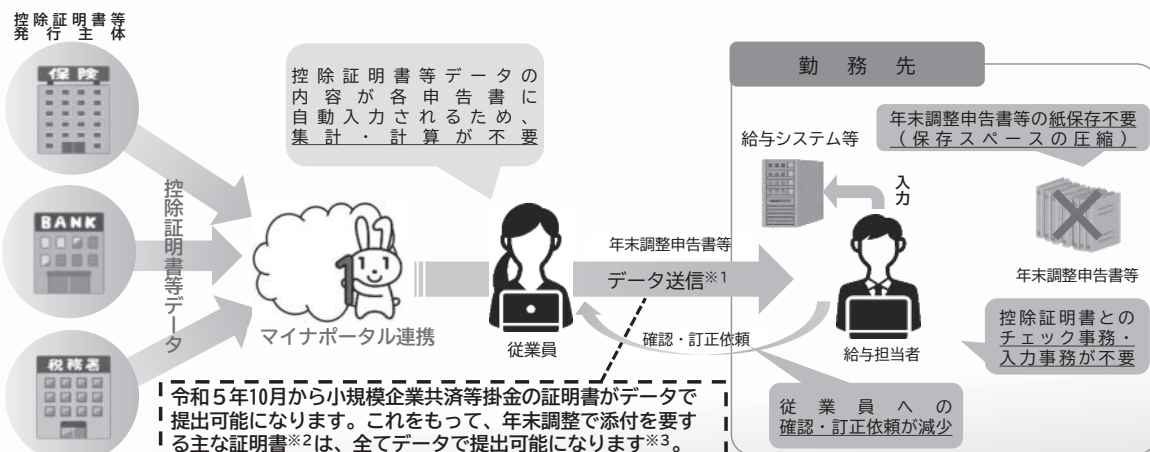
国税の納付については、現状、全体の約7割が金融機関やコンビニ、税務署の窓口で行われています。国税庁では、納税者の利便性向上と現金管理に伴う社会全体の事務コスト縮減を図る観点から、令和7年度までに国税のキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指して、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

図5 年末調整手続の簡便化

年末調整手続の簡便化

II 納税者の利便性の向上

- ◆ 企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手続のデジタル化を推進しています。
- ◆ デジタル化で、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、企業は各控除額の確認やシステム入力が必要になります。
- ◆ また、従業員の方は、控除に関するデータをマイナポータルから一括でダウンロード・活用することが可能です。



※1 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアが必要
 ※2 主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書
 ※3 証明書を発行する各保険会社・機関が電子発行に対応していることが前提

ここで、キャッシュレス納付とは、「(1) ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)」、「(2) 振替納税」、「(3) インターネットバンキング等による電子納税」、「(4) クレジットカード納付」、「(5) スマホアプリ納付」の5つを指しますが、特に、毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う法人に対しては「ダイレクト納付」を、毎年所得税の確定申告を行う個人に対しては「振替納税」を中心に、キャッシュレス納付の利用勧奨を実施しているところです。

また、令和5年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性向上」に関する新たな措置が執られることになりました。具体的には、令和6年4月1日以降、e-Taxによる電子申告と併せて「ダイレクト納付」を利用する意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落しを行えるようになる。これにより、申告手続時に納付手続も行えるようになり、より一層「ダイレクト納付」が便利になると考えています。

イ 公金受取口座による還付

令和4年分の還付申告から、公金受取口座を登録していれば、納税者が申告等を行う際に公金受取口座への振込みを選択していただければ、口座情報を入力せずに還付金等を受け取ることができるようになっています。

4. 課税・徴収事務の効率化・高度化等

データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データの活用を前提として事務を効率化・高度化し、業務改革 (BPR) にも取り組んでいくことが重要であると考えています。そのため、課税・徴収事務の効率化・高度化に向けて「データの活用の徹底」を掲げて、各種施策に取り組んでいくこととしています。

具体的な取組について、主なものを簡単にご紹介します。

(1) AI・データ分析の活用

課税・徴収においては、AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応方法の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

課税の分野においては、納税者本人から提供される申告・決算情報のほか、第三者から提供される資料情報、更には実際に税務調査を行った際の情報といった様々なデータを分析用に加工し、これらのデータを、BAツール (データを活用して将来予測を行うITツール) やプログラ

図6 キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

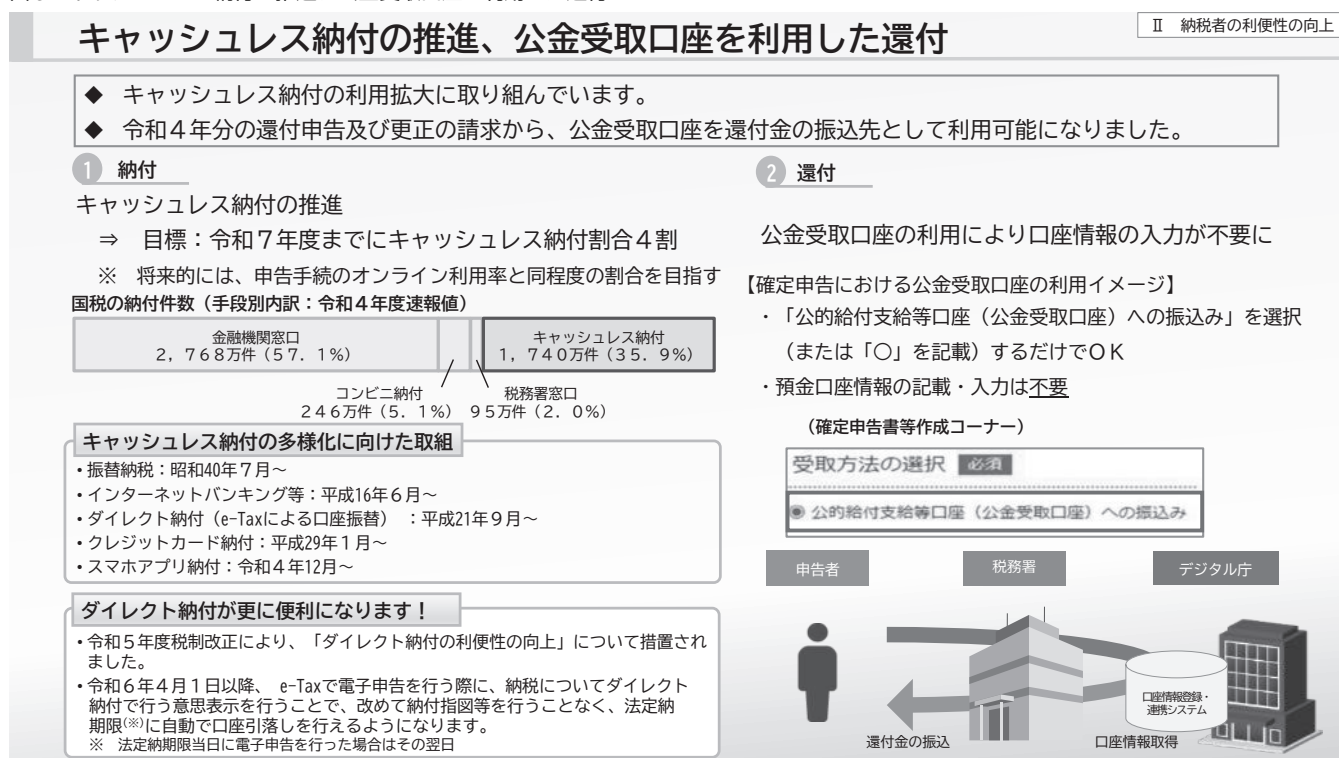


図7 課税・徴収事務の効率化・高度化等

課税・徴収事務の効率化・高度化等 < “データの活用” の徹底 > 取組概要

III 課税・徴収事務の効率化・高度化等

- ◆ データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

<p>A I ・データ分析の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定 ➢ 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測 	<p>オンラインツール等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査） ➢ e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し 	<p>関係機関への照会等のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大 ➢ 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大 ➢ 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化 	<p>税務データの学術研究目的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務大学校との共同研究 ➢ 匿名データの提供 ➢ 会社標本調査の充実
---	---	---	---

ミング言語を用いて統計分析・機械学習の手法により分析し、申告漏れの可能性が高い納税者の判定を行っています。そして、その分析結果を活用することにより、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者に対して深度ある調査を実施する取組を進めています。

徴収の分野において、国税局や税務署では、滞納している納税者に連絡を取る必要がありますが、臨場や架電をしても様々な理由により接触できない場合があります。そこで、滞納者との接触方法について、各種の情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、電話催告、臨場催告及び文書催告のうち、接触できる可能性の高い方法を予測することで、効率的な滞納整理の実施を目指しています。

(2) 関係機関への照会等のデジタル化

現在、国税・地方税当局の間では、国税・地方税当局間の情報連携の仕組みを活用して、所得税確定申告書や一部の法定調書、法人納税者の開廃業などに係る申請・届出等の情報をデータで連携していますが、両当局間における照会・回答や閲覧事務をはじめとした課税・徴収事務についての一層の効率化を図る観点から、連携の対象となる情報の範囲の拡大に取り組んでいるところです。

また、税務調査や滞納整理に際して金融機関などに対して行う預貯金等情報の照会については、従前は書面や対面により実施していましたが、令和3年10月から対象の金融機関に対してオンラインでの照会を実施しています。これにより、例えば、書面の照会では金融機関からの回答の受領までに数週間かかっていたものが、オンラインでの照会では平均2.3日に短縮され、また、書面・対面での対応が不要となったことなどにより、国税当局・金融機関双方の事務負担が相当程度軽減されています。今後も、引き続き、対応いただける金融機関の数の増加や、照会可能期間の延長、更なる利用拡大に向けて取り組んでいくこととしています。

5. 事業者のデジタル化促進

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化を推進することは、政府全体として取り組むべき重要な課題の一つとされています（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)）。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関するものの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメ

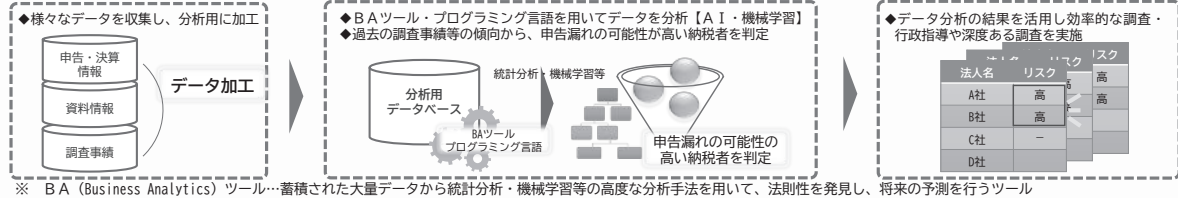
SPOT

AI・データ分析の活用

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



2 滞納者への最適な接触方法等の予測

BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。

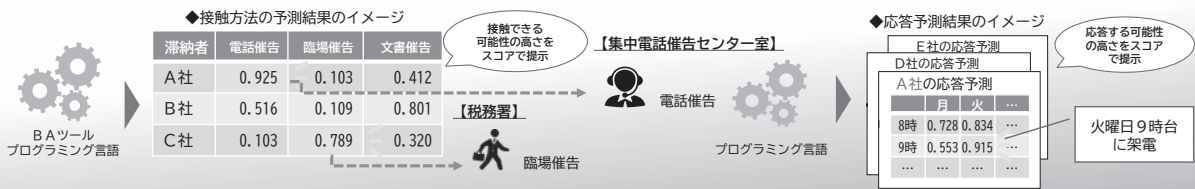
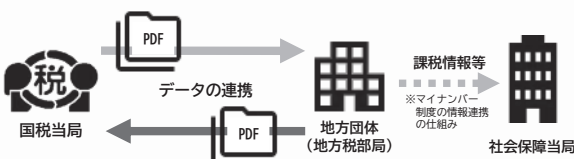


図9 関係機関への照会等のデジタル化

関係機関への照会等のデジタル化

- ◆ 国税と地方団体との間で行う相互の情報提供について、データにより連携する対象範囲を拡大すべく検討を進めます。
- ◆ 税務調査や滞納整理に際して金融機関等を行う預貯金等情報の照会について、オンライン照会の対象となる金融機関等を拡大すべく、利用勧奨に取り組めます。

1 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大



連携対象データ（現状）

(国→地方)

- 所得税確定申告書
- 一部の法定調書
- 源泉徴収義務者情報
- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出
- 法人税申告時に提出された財務諸表/法人税情報（法人名簿情報・申告決議情報等）

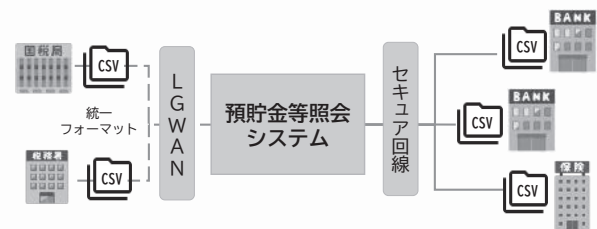
(地方→国)

- 扶養是正情報等
- 地方団体で受理した所得税確定申告書の情報

(国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大)

データによる連携の更なる拡大や
国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

2 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン照会の拡大



(対象の金融機関等の拡大)

金融機関等に対して、オンライン照会サービスの利用勧奨を実施。
証券会社や生命保険会社等に対しても、オンラインによる照会の枠組みを広げるべく利用を勧奨。

【対象の金融機関数】



リットを享受できると期待されます。

このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。

経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理が可能となる環境を整備することにより、事業者の生産性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務全体も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、デジタル化のメリットが社会全体へと波及することが期待されます。

国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、更に、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義があることも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化促進に取り組むこととしています。

(1) デジタル関係施策の周知・広報

従来、国税庁においては、デジタル化関係施策について、担当部署から施策ごとに情報発信されていることが大半であり、デジタル化に前向きな事業者に対し、必要と考えられる他の施策を合わせて周知・広報する

ことが必ずしもできていなかったきらいがあります。

そこで、事業者のデジタル化を促進するため、当該納税者に関係する、デジタル関係施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報を実施してまいります。具体的には、「大企業」、「個人事業主」といった納税者の属性ごとに周知・広報する施策をカスタマイズして表示するといった、納税者が必要とする情報にアクセスしやすい環境の整備を図ることにより、事業者のデジタル化を後押ししていきたく考えています。

(2) 各種団体等との連携・協力

税務行政は、関係民間団体や税理士会、地元の経済団体といった、多種多様なプレイヤーが関係し成り立っていますが、事業者のデジタル化促進に取り組むにあたっては、これまで以上に各種団体や関係省庁との連携・協力を図ることが不可欠です。

今後、国税庁としては、デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成を図るため、関係団体等との連携協力を一層図るとともに、デジタルインボイスや各種補助金の周知・利用勧奨など、他省庁との連携・協力を強化することを通じて、社会全体のデジタル化に取り組んでいくこととしています。

図10 事業者のデジタル化促進 取組概要

事業者のデジタル化促進 取組概要

IV 事業者のデジタル化促進

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています（※）。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。
- ◆ このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。
- ◆ 経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。
- ◆ 国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化促進に取り組んでまいります。

デジタル関係施策の周知・広報

▶ 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報

他省庁との連携・協力

▶ デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報

関係団体等との連携・協力

▶ デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策 4. 産業のデジタル化 (3) 中小企業のデジタル化の支援
 「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」

図11 デジタル関係施策の周知・広報

デジタル関係施策の周知・広報

- ◆ 納税者に直接関係する、国税に関するデジタル関係施策について、網羅的でわかりやすい周知・広報に努めます。
- ◆ 「大企業」、「個人事業主」などといった納税者の属性に応じて周知・広報する施策をカスタマイズするなど、納税者が必要とする情報にアクセスしやすい環境構築等に努めることにより、事業者のデジタル化をサポートします。

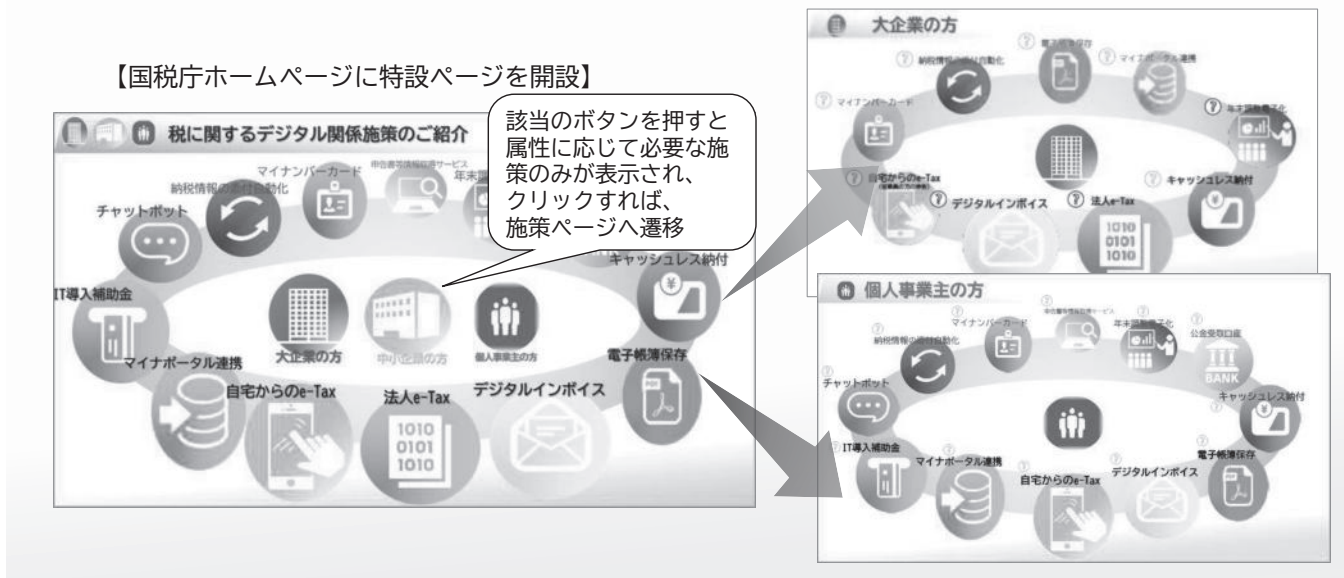
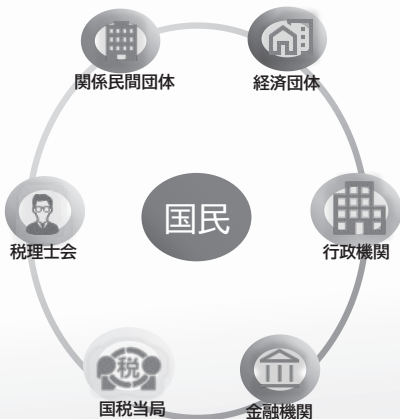


図12 各種団体等との連携・協調

各種団体等との連携・協力

- ◆ 関係民間団体や税理士会、地元の経済団体など、事業者の業務のデジタル化を支援する団体とも連携・協力しています。
- ◆ 具体的には、以下のような取組を行っています。
 - ・ 経済取引デジタル化共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、他省庁・地方自治体、金融機関、国税当局）
 - ・ キャッシュレス納付推進宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、金融機関、国税当局）
 - ・ デジタルインボイス共同宣言（税理士会、関係民間団体、経済団体、国税当局）

1 連携する各種団体等のイメージ



2 取組事例のご紹介



- デジタル化・キャッシュレス化共同推進宣言
令和4年4月開催（沖縄国税事務所）
県経済団体会議と県内DXの共同宣言を実施！
- キャッシュレス納付推進宣言
令和4年9月開催（熊本国税局）
県内税務署を含む30機関による共同宣言を実施！
- 税務のデジタル化推進宣言式
令和4年10月開催（福岡国税局・佐世保署）
関係6民間団体と連携！
- キャッシュレス納付推進宣言
～大阪・関西万博だっってキャッシュレス～
令和5年5月開催（大阪国税局）
大阪国税局が発起人となり、大阪・関西万博を
協力機関として、88団体と共同宣言を実施！

6. おわりに

以上、「将来像2023」の概要について説明してきましたが、こうした方向性は、国際的な潮流でもあります。例えば、OECDが2020年に公表した「税務行政3.0」(OECD, Tax Administration 3.0)においては、税務行政のDXが進んだ社会の姿として、税に関する手続きが納税者の日常生活や業務の延長線上に組み込まれていくとの構想が描かれています。そして、こうしたことが実現できれば、税務手続の簡便化、手続的な負担の軽減、誤りの防止、税務コンプライアンスの向上、官民双方のコスト削減、生産性の向上が期待できるのではないかとされており、各国においても税務行政のDXの取組が進められています。

国税庁としましては、こうした諸外国における取組なども参考としつつ、納税者の皆様をはじめ、税務に関連する多くの主体の皆様の声を踏まえながら、デジタルの利点を最大限活かし、本来の任務である「適正・公平な課税・徴収の実現」に加えて、「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献してまいりたいと考えております。

※「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」の全体版についてもぜひご覧ください。



掲載先はこちら（国税庁HP）

図13 国際的な潮流

【参考】国際的な潮流

I 目指す姿と取組の方向性（参考）

OECD報告書「税務行政3.0」(Tax Administration 3.0, OECD (2020)) 抜粋 (国税庁仮訳)

【序文より】
 近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化 (better target our compliance activities) を図ることが可能となった。
 これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々OECD税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい納税者の自発的なコンプライアンスと、ノンコンプライアンスに対処するため資源を集約した税務調査とに依存した現在のアプローチから大きく転換するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

- 1 納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれる** Embedded within taxpayer natural systems
 - ・納税者が日ごろ利用する業務システムとの連携により簡便かつ正確な納税が可能に
 - ・その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん
- 2 企業やプラットフォームが共同して税務行政の一部の役割を担う** Part of a resilient “system of systems”
 - ・企業やプラットフォームなどといった信頼できる主体が、消費税や源泉徴収の仕組みに加えて税務行政の一部の役割を担う
 - ・税務当局はそのような民間の仕組みとも連携し、プロセスと結果においてコンプライアンスが確保されていることを確認する
- 3 リアルタイムに近い形で課税関係を安定させる** Real-time tax certainty provider
 - ・システム連携や源泉徴収、納税専用口座などにより、リアルタイムに近い形で正確に課税関係を確定することが可能に
- 4 透明で信頼性が向上する** Transparent and trustworthy
 - ・納税者にとって、どの情報に基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に
- 5 税務行政が官民を合わせた政府の機能の一部となる** An integrated part of whole of government
 - ・行政当局間及び民間とのデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に
- 6 人とハイテクが融合した組織となる** A human touch and high tech adaptive organization
 - ・納税者中心の視点が税務行政プロセスの構築と管理の上で重要となる
 - ・重要なのは、人のスキルとAIなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高めること
 - ・人とテクノロジーの協調により、社会経済の変化に適切に対応